

議案第十一号

杉並区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

杉並区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年杉並区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、第一項第一号に該当する女性が扶養している子（孫その他の直系卑属を含む。以下同じ。）が、次条第三号、第四号、第七号又は第九号から第十一号までに定める資金を必要とし、かつ、他から同種の資金を借り受けることが困難と認められるときは、当該各号に定める資金の貸付けを受けることができる。

第四条第三号中「（孫その他の直系卑属を含む。以下同じ。）」を削り、同条第八号中「技能習得資金の貸付けを受けて知識技能」を「知識技能」に、「又は医療介護資金の貸付けを受けて医療」を「医療」に、「期間中」を「期間又は失業している期間中」に改める。

第七条中「事業開始資金、事業継続資金、」を「女性が扶養している子に係る」に改め、

「、医療介護資金、生活資金」を削り、「については」の下に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加える。

第八条中「、保証人を立てて」を削る。

第九条の見出し中「連帯債務」を「保証人及び連帯債務」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「者に」を「子に」に、「については」を「（第三条第三項の規定によるものを除く。）については」に、「者は」を「子は」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金、修学資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする者（女性が扶養している子に限る。）は、保証人を立てなければならぬ。

第十条中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 生活資金の貸付けを受けている者が、失業者でなくなつたとき。

第十三条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「向つて」を「向かつて」に改める。

第二十四条中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

別表中「第五条」を「第五条、第六条」に改め、同表技能習得資金の項中「三年」を「五年」に、「五〇、〇〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に、「六月」を「一年」に、「十年」を「二十年」に改め、同表医療介護資金の項中「二七〇、〇〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に、「四四〇、〇〇〇円」を「四八〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項を

次のように改める。

生活資金	
知識技能を習得している期間中 月額 一四一、〇〇〇円	医療若しくは介護を受けている期間又は失業している期間のうち離職の日から一年を超えない範囲内の期間（以下「失業貸付期間」という。）中 月額 一〇三、〇〇〇円
知識技能を習得する期間が満了し、その後六月を経過するまで	医療若しくは介護を受け、失業貸付期間が満了し、その後六月を経過するまで
据置期間経過後二十年以内	据置期間経過後五年以内

別表修学資金の項を次のように改める。

修学資金	
一 国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校に就学する期間中 月額 三四、五〇〇円	二 私立の高等学校に就学する期間中 月額 五二、五〇〇円
三 国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十	修学する期間が満了し、その後六月を経過するまで
	据置期間経過後二十年以内

	<p>五年法律第一百八号（第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校に就学する期間中 月額 七六、五〇〇円</p> <p>四 私立の高等専門学校に就学する期間中 月額 九〇、〇〇〇円</p> <p>五 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大学に就学する期間中 月額 七六、五〇〇円</p> <p>六 私立の短期大学に就学する期間中 月額 九〇、〇〇〇円</p> <p>七 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学に就学する期間中 月額 七六、五〇〇円</p> <p>八 私立の大学に就学する期間中 月額 九六、〇〇〇円</p> <p>九 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程に就学する期間中 月額 三四、五〇〇円</p> <p>十 私立の専修学校の高等課程に就学する期間中 月額 五二、五〇〇円</p> <p>十一 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程に就学する期間中 月額 七六、五〇〇円</p> <p>十二 私立の専修学校の専門課程に就学する期間中 月額 九〇、〇〇〇円</p> <p>十三 専修学校の一般課程に就学する期間中 月額 四〇、〇〇〇円</p>

別表就学支度資金の項中「二四〇、〇〇〇円、国立若しくは公立の大学、短期大学又は」を「四二〇、〇〇〇円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する」に、「三九〇、〇〇〇円」を「五九〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区女性福祉資金貸付条例の規定は、施行日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、施行日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

保証人条件を見直すとともに、修学資金等の貸付限度額を引き上げる等の必要がある。

杉並区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（借受けの資格）</p> <p>第三条 資金の貸付けを受けることができる女性（以下単に「女性」という。）は、他から同種の資金を借り受けることが困難と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第一号に該当する者のうち、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養していない者で、その収入が規則で定める収入基準を超えるものを除く。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、第一項第一号に該当する女性が扶養している子（孫その他の直系卑属を含む。以下同じ。）が、</p> <p>次条第三号、第四号、第七号又は第九号が</p>	<p>（借受けの資格）</p> <p>第三条 資金の貸付けを受けることができる女性（以下単に「女性」という。）は、他から同種の資金を借り受けることが困難と認められる者で、次の各号の一に該当するものとする。ただし、第一号に該当する者のうち、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養していない者で、その収入が規則で定める収入基準を超えるものを除く。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p>

ら第十一号までに定める資金を必要とし、かつ、他から同種の資金を借り受けることが困難と認められるときは、当該各号に定める資金の貸付けを受けることができる。

(資金の種類)

第四条 資金の種類は、次のとおりとする。

一及び二 略

三 技能習得資金

女性又は女性が扶養している子

が、事業を開

始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 略

八 生活資金

女性が、知識技能

を習得している期

(資金の種類)

第四条 資金の種類は、次のとおりとする。

一及び二 略

三 技能習得資金

女性又は女性が扶養している子(孫その他の

直系卑属を含む。以下

同じ。)が、事業を開

始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 略

八 生活資金

女性が技能習得資金の

貸付けを受けて知識技能を習得している期

間、医療

若

しくは介護を受けている期間又は失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金

九〇十一 略

(貸付利率)

第七条 女性が扶養している子に係る 技能習得資金、就職支度資金

、修学資金及び就学支度資金は、無利子とし、その他の資金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を年三パーセント以内とし、規則で定める。

(貸付けの申請)

第八条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより

間又は医療介護資金の

貸付けを受けて医療若

しくは介護を受けてい

る期間中

の生活を維持

するのに必要な資金

九〇十一 略

(貸付利率)

第七条 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、

生活資金、修学資金及び就学支度資金は、無利子とし、その他の資金については、保証人を立てる場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を年三パーセント以内とし、規則で定める。

(貸付けの申請)

第八条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を

、区長に申請しなければならない。

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第九条 技能習得資金、就職支度資金、医療

介護資金、結婚資金、修学資金又は就学支
度資金の貸付けを受けようとする者(女性
が扶養している子に限る。)は、保証人を
立てなければならぬ。

2| 女性が扶養している子に係る技能習得資
金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資
金、修学資金又は就学支度資金の貸付け

(第三条第三項の規定によるものを除
く。)については、当該資金の貸付けによ
り知識技能を習得し、就職し、医療を受
け、婚姻し、修学し、又は入学する子は、
当該貸付金の連帯債務を負担する者(以下
「連帯借主」という。)として加わらな
ければならない。

3| 略

(貸付けの決定及び通知)

立てて、区長に申請しなければならない。

(連帯債務) を負担する借主)

第九条

女性が扶養している者に係る技能習得資
金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資
金、修学資金又は就学支度資金の貸付け
については

、当該資金の貸付けによ
り知識技能を習得し、就職し、医療を受
け、婚姻し、修学し、又は入学する者は、
当該貸付金の連帯債務を負担する者(以下
「連帯借主」という。)として加わらな
ければならない。

2| 略

(貸付けの決定及び通知)

第十条 区長は、第八条又は前条第三項の申請があつたときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

(貸付けの打ち切り)

第十三条 区長は、現に月額資金の貸付けを受けている者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその貸付けを打ち切るものとする。

一 三 略

四 生活資金の貸付けを受けている者が、失業者でなくなつたとき。

2 区長は、前項に規定する場合のほか、現に月額資金の貸付けを受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、将来に向かつて当該資金の貸付けを打ち切るものとする。

一 三 略

(委任)

第十条 区長は、第八条又は前条第二項の申請があつたときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

(貸付けの打ち切り)

第十三条 区長は、現に月額資金の貸付けを受けている者について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその貸付けを打ち切るものとする。

一 三 略

2 区長は、前項に規定する場合のほか、現に月額資金の貸付けを受けている者が、次の各号の一に該当するときは、将来に向かつて当該資金の貸付けを打ち切るものとする。

一 三 略

(委任)

第二十四条 第三条第一項、第六条第二項、
第八条、第九条第三項及び第十五条第四号
に規定するもののほか、この条例の施行に
ついて必要な事項は、規則で定める。

第二十四条 第三条第一項、第六条第二項、
第八条、第九条第二項及び第十五条第四号
に規定するもののほか、この条例の施行に
ついて必要な事項は、規則で定める。

杉並区女性福祉資金貸付限度額改定等一覧表

資金の種類		改正後		現行	
技能習得資金	知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲において 月額 六五、〇〇〇円	据置期間 が満了して後一年を経過するまで	償還期限 据置期間経過後二十年以内	医療介護資金 医療を受ける場合 （特に必要と認められる場合） 三、四〇、〇〇〇円 四、八〇、〇〇〇円	生活資金 知識技能を習得している期間中 月額 一四一、〇〇〇円
技能習得資金	知識技能を習得する期間中三年を超えない範囲において 月額 五〇、〇〇〇円	据置期間 が満了して後六月を経過するまで	償還期限 据置期間経過後十年以内	医療介護資金 医療を受ける場合 （特に必要と認められる場合） 二、七〇、〇〇〇円 四、四〇、〇〇〇円	技能習得資金の貸付けを受けて知識技能を習得している期間中 月額 一〇三、〇〇〇円

		修学資金	
四	私立の高等専門学校に就学する期間中	月額 七六、五〇〇円	医療若しくは介護を受けている期間又は失業している期間のうち離職の日から一年を超えない範囲内の期間中
三	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校に就学する期間中	月額 五二、五〇〇円	
二	私立の高等学校に就学する期間中	月額 三四、五〇〇円	
一	国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校に就学する期間中	月額 三四、五〇〇円	
四	私立の高等専門学校に就学する期間中	月額 六九、〇〇〇円	医療介護資金の貸付けを受けて医療又は介護を受けている期間中
三	国立又は公立の高等専門学校に就学する期間中	月額 五一、〇〇〇円	
二	私立の高等学校に就学する期間中	月額 三三、〇〇〇円	
一	国立又は公立の高等学校に就学する期間中	月額 一〇三、〇〇〇円	

十一 学 法 人 が 設 置 す る 専 修 学 校 の 専 門 課 程 に 就 学 す る 期 間 中	十 学 す る 期 間 中 月 額 五 二 、 五 〇 〇 円	九 法 人 が 設 置 す る 専 修 学 校 の 高 等 課 程 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 三 四 、 五 〇 〇 円	八 私 立 の 大 学 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 九 六 、 〇 〇 〇 円	七 学 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 七 六 、 五 〇 〇 円	六 中 私 立 の 短 期 大 学 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 九 〇 、 〇 〇 〇 円	五 人 又 は 公 立 大 学 法 人 が 設 置 す る 短 期 大 学 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 七 六 、 五 〇 〇 円	期 間 中 月 額 九 〇 、 〇 〇 〇 円
十一 門 課 程 に 就 学 す る 期 間 中	十 学 す る 期 間 中 月 額 五 一 、 〇 〇 〇 円	九 課 程 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 三 三 、 〇 〇 〇 円	八 私 立 の 大 学 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 九 〇 、 〇 〇 〇 円	七 期 間 中 月 額 七 〇 、 五 〇 〇 円	六 中 私 立 の 短 期 大 学 に 就 学 す る 期 間 中 月 額 八 四 、 〇 〇 〇 円	五 す る 期 間 中 月 額 七 〇 、 五 〇 〇 円	期 間 中 月 額 八 四 、 〇 〇 〇 円

就学支度資金				
五九〇、〇〇〇円)	専門課程へ入学する場合には、	立の大学、短期大学又は専修学校の	合にあつては三八〇、〇〇〇円、私	る専修学校の専門課程へ入学する場
	団休若しくは短期大学又は国、地方公共	若しくは公立大学法人が設置する大学	国、地方公共団体、国立大学法人若	しくは公立大学法人が設置する大学
	合にあつては四二〇、〇〇〇円、	合にあつては二四〇、〇〇〇円、国	は専修学校の高等課程へ入学する場	は専修学校の高等課程へ入学する場
	（私立の高等学校、高等専門学校又	（私立の高等学校、高等専門学校又	は専修学校の高等課程へ入学する場	は専修学校の高等課程へ入学する場
	十三 専修学校の一般課程に就学す	十三 専修学校の一般課程に就学す	十三 専修学校の一般課程に就学す	十三 専修学校の一般課程に就学す
	る期間中	る期間中	る期間中	る期間中
	月額 四五、〇〇〇円	月額 四二、〇〇〇円	月額 四二、〇〇〇円	月額 四五、〇〇〇円
	十二 私立の専修学校の専門課程に	十二 私立の専修学校の専門課程に	十二 私立の専修学校の専門課程に	十二 私立の専修学校の専門課程に
	就学する期間中	就学する期間中	就学する期間中	就学する期間中
	月額 九〇、〇〇〇円	月額 八四、〇〇〇円	月額 八四、〇〇〇円	月額 九〇、〇〇〇円
	月額 七六、五〇〇円	月額 七〇、五〇〇円	月額 七〇、五〇〇円	月額 七六、五〇〇円